

国民年金の給付

年金の種類	支給要件	年金額
老齢基礎年金	25年（平成29年8月からは10年）以上保険料を納めた方が65歳になったときに支給	779,300円×〔保険料納付月数＋（保険料全額免除月数×1/2）＋（保険料一部納付月数※1×A※2）〕/加入可能年数×12 ※1：一部納付が前提 ※2：一部納付3/4の場合はAが7/8 一部納付半額の場合はAが3/4 一部納付1/4の場合はAが5/8
障害基礎年金	1. 保険料を納めた期間（免除期間も含む）が加入期間の3分の2以上ある方（平成38年3月までに初診日のある方で、初診日がある2か月前までの1年間に保険料未納期間のない方も含む）が病気やケガで1級または2級の障害に該当することになったときに支給 2. 20歳前に初診日のある方が、その病気やケガで1級又は2級の障害に該当することとなったときに支給	1級 974,125円 2級 779,300円 （子の加算） 受給権者に生計を維持されている18歳未満の子（子が障害者であるときは20歳未満）があるときは、次の額が加算される。 第2子まで1人につき 224,300円 第3子以降1人につき 74,800円 なお、2については本人の所得による支給制限あり
特別障害給付金	平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者、これらの方のうち国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1、2級障害に該当することとなったときに支給	1級 51,400円 2級 41,120円 本人の所得による支給制限あり 老齢年金・遺族年金・労災補償を受給されている場合は支給制限があります。 給付金の支給は請求のあった月の翌月分から支給されます。
遺族基礎年金	保険料を納めた期間（免除期間も含む）が加入期間の3分の2以上ある方が死亡した場合（平成38年3月までに死亡した方で、死亡した方が65歳未満であれば、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間のない場合も含む）又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡した場合で、その方に生計維持されている子のある配偶者又は子に支給（注釈）	・子のある配偶者に支給する場合 基本額 779,300円 加算額 第2子まで1人につき 224,300円 第3子以降1人につき 74,800円 ・子に支給する場合 基本額 779,300円 加算額 第2子 224,300円 第3子以降1人につき 74,800円
寡婦年金	第1号被保険者として老齢基礎年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給	夫の老齢基礎年金の4分の3
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、年金を受けずに死亡したとき、その遺族に支給	36月以上180月未満 120,000円 180月以上240月未満 145,000円 240月以上300月未満 170,000円 300月以上360月未満 220,000円 360月以上420月未満 270,000円 420月以上 320,000円 付加保険料を36月以上納めている場合は8,500円加算
脱退一時金	保険料を6ヶ月以上納めた短期在留外国人が、何の年金も受けずに帰国したときに支給	保険料を納めた期間に応じ 48,780円から292,680円
付加年金	付加保険料（月額400円）を納めたとき、老齢基礎年金に加算して支給	200円×付加保険料納付月数

（注釈）子は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または1級2級の障害の状態にある20歳未満の子に限る